

仕 様 書

1 役務の名称

令和3年度 スタートアップ創出支援事業委託業務

2 業務の目的及び概要

先端技術を活用し社会に新しい価値を生み出すスタートアップを創出することは、若年層を中心とした雇用を創出する効果があり、IT人材・理系人材の受皿を作るとともに、新しいことに挑戦する都市というイメージを向上させることにつながることから、地域におけるスタートアップ企業の積極的な活用のニーズが高まっている。

本業務は、本市におけるスタートアップ・エコシステムを構築し、産学官共同での総合的な支援を実施することにより、若年層の流出を防ぎ、域内の雇用を創出し、札幌市及び北海道における創業機運の醸成を図るとともに、行政及び地域課題を抱える自治体と、優れた先端技術を有する道内外のスタートアップ企業が協業して新たな解決策を検討し、今後の行政及び地域課題の解決に寄与するモデルを構築するほか、地域におけるスタートアップの積極的な活用を促すことで、チャレンジしやすいまち「STARTUP CITY SAPPORO」を確立し、札幌発のスタートアップを創出することを目的として実施する。

3 業務委託期間

令和3年4月1日（木）から令和4年3月31日（木）

4 業務内容

本業務は、札幌市・北海道におけるスタートアップ・エコシステムを構築することを目的とした以下の事業の企画・運営を行う。なお、各種業務内容については、オフラインでの開催を前提とするが、新型コロナウイルス感染拡大の影響を考慮した対策についても付記すること（オンライン開催等）。

詳細な事業内容は、企画提案の結果によって、札幌市と受託者で協議し調整するものとする。

(1) STARTUP CITY SAPPORO 事務局の運営

札幌市を含めた事務局を構成の上、下記(2)～(10)の事業を企画・運営し、受託者が事務局員を2名配置すること。なお、事務局の構成員については、札幌市、受託者以外の参画を妨げるものではないため、企画・運営する上で必要な構成員の提案を可能とする。

事務局の運営に当たっては、「札幌・北海道スタートアップ・エコシステム推進協議会」や「J-Startup HOKKAIDO」、「NoMaps」と連携して、北海道全体でのエコシステム構築に寄与する動きもすること。

(2) 普及啓発・プロモーションの実施

STARTUP CITY SAPPORO をPRするWEBメディアやSNSを運営するほか、札幌市及び北海道のスタートアップ関連情報を収集し、WEBメディアやSNS、受託者が保有する広報媒体等を活用して、道内外に幅広く情報発信する。

また、国内外で実施されるスタートアップ関連イベント等に出展することで、道外及び国外へ札幌市・北海道のスタートアップの認知拡大を図り、域外からのスタートアップ企業の誘致や投資の促進につなげる。

なお、イベント出展は、新型コロナウイルス感染拡大状況にもよるが、国外のスタートアップイベントを1回含むものとする。

(3) コミュニティ形成イベントの実施

スタートアップの支援に当たっては、従来の創業とは異なるスタートアップ特有の課題や悩み（資本政策、資金調達、知財戦略等）が想定されるほか、エコシステムの構築には、コミュニティの形成し、横のつながりを醸成していくことが必要である。このような課題をテーマとした集合形式のイベントにより、スタートアップや支援者のコミュニティの形成を促進するイベントを月1回実施すること。

コミュニティ形成イベントの延べ参加人数は、契約期間を通じて240名程度（20名/回相当）を目標とすること。

(4) 高校生向け起業体験プログラムの実施

社会課題やテーマを自らで発見し、起業家精神の大切さを実感する起業体験プログラムを実施する。プログラムはロールモデルとしてスタートアップの先輩起業家を講師として招き、契約期間を通じてプログラムを実施するとともに、コミュニティの形成を目指すこと。

プログラムの参加人数は50名程度を目標とすること。

なお、参加対象となる学生への周知を効果的に実施できるよう、札幌及びさっぽろ連携中枢都市圏（注1）の高校等に対して、本講座の趣旨を個別に説明の上、具体的な協力が得られる連携体制を構築すること。

注1 さっぽろ連携中枢都市圏：小樽市・岩見沢市・江別市・千歳市・恵庭市・北広島市・石狩市・当別町・新篠津村・南幌町・長沼町

(5) 大学生向け起業家育成講座の実施

スタートアップに関する経営基礎知識、事業アイデアのブラッシュアップ、ユーザーヒアリング、マーケット分析及びプレゼン手法などを学び、在学中又は卒業後、実際に起業することを想定した実践的なプログラムを実施する。

プログラムは、受講する学生のレベルに違いがあることを前提に、複数の段階的なメニューを用意して、あらゆるレベルの学生が参加しやすいように工夫するとともに、コミュニティの形成を目指すこと。

また、本市では「健康医療・福祉」を産業振興の重点分野として設定しているほか、バイオ産業における豊富なシーズ研究が地域の強みであることから、「健康医療・バイオ」等に関連する学生についても参加できるプログラムを意識すること。

また、参加する学生への課題提示や、学生が行う現場ヒアリングやワークショップなどに協力できるサポーター（企業、医療機関等）を募集・発掘するとともに、具体的な協力が得られる連携体制を構築すること。

参加対象となる学生への周知を効果的に実施できるよう、札幌及びさっぽろ連携中枢都市圏の大学等に対して、本講座の趣旨を個別に説明の上、具体的な協力が得られる連携体制を構築すること。

プログラムの参加人数は50名程度（実人数）を目標とすること。

(6) 社会人向け起業家育成講座の実施

社会人を対象として、起業意識を高め、起業を促すことを目的に、起業やスタートアップの基礎

知識、ビジネスやマーケティングの知識等を学び、実際に起業することを想定した実践的なカリキュラムによる連続講座を実施するとともに、コミュニティの形成を目指すこと。

また、健康医療分野における新事業の創出や起業を促すことを目的として、研究者や医療関係者、会社員等も対象に含めた、実践的なプログラムを意識すること。

連続講座の参加人数は50名程度（実人数）を目標とすること。

(7) シードアクセラレーションプログラムとの連携

スタートアップ・エコシステムの構築にあたっては、アイデア段階のスタートアップ志望者や起業間もないスタートアップ起業に対する助言・相談を通して短期間でスタートアップを育成する「シードアクセラレーションプログラム」の存在が不可欠であるため、当該プログラムと連携し、札幌市・北海道におけるスタートアップの創出・育成を図る。

(8) 民間企業におけるオープンイノベーションの推進

協賛金を募るなどにより道内企業と連携を図りながら、道内企業及びスタートアップの参加者を募集して、道内企業が開放する資産を用いて革新的なアイデア、新規事業を生み出すオープンイノベーションプログラムの推進を図る。契約期間中に道内企業とスタートアップのマッチングを図り、具体的な実証実験や成果発表につながる素地を作ることを目指す。

(9) 行政・地域課題を解決する行政型オープンイノベーションの実施

さっぽろ連携中枢都市圏及びさっぽろ連携中枢都市圏各自治体における行政課題や地域課題、社会課題をスタートアップ企業と各自治体が協業し、解決策を実証実験等で検証するプロジェクトを実施する。

協業モデルは3件以上とすること。

<大まかな業務の流れ>

① さっぽろ連携中枢都市圏各自治体への事業概要の説明

- ・説明会の実施や説明資料の制作を想定

② 参画自治体の選出及び課題の抽出

- ・各自治体への個別ヒアリングを想定

③ 協業先スタートアップの募集・決定

- ・②で抽出した課題を解決する協業先のスタートアップを広く公募し、リストアップすることを想定
- ・リストアップしたスタートアップへのヒアリングを適宜実施し、各自治体とのマッチングを進めることを想定

④ 協業及び検証のハンズオンでの実施フォロー

- ・各自治体職員とスタートアップ企業の間にはコーディネーターを配置し、適宜儀支援及び助言を行うことを想定
- ・協業が決定したスタートアップ企業に対し、実証実験、研究・開発等に係る必要経費を支援すること。上限は、スタートアップ企業1件当たり50万円（消費税及び地方消費税の額を含む）を想定

(10) その他

ア 追加業務

当該業務の実施に当たり、受託者が(1)～(9)の業務以外で目的の達成に効果的と考える業務があれば、委託費の範囲内で提案を行うことができるものとする。

イ 業務対象

(1)～(9)及び(10)アに示す各業務におけるイベントの集客対象は、さっぽろ連携中枢都市圏全体とする。また、集客に当たっては、さっぽろ連携中枢都市圏の自治体との連携体制を構築するとともに、調整の窓口となること。

(11) 実施結果の報告

受託者は、(1)～(10)の事業を完了したときは、実施概要、実施結果及び効果を取りまとめた完了報告書を提出すること。

5 著作権

- (1) 受託者は、制作する成果物（印刷物、ロゴ、提出された原稿・データ等すべて）に関連する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を委託者へ譲渡するものとする。ただし、「4 業務内容(7) シードアクセラレーションプログラムとの連携」における連携先のプログラムに関連する著作権については、連携先に属することをあらかじめ了承する。また、「4 業務内容(8) 民間企業におけるオープンイノベーションの推進」における製作物及びコンテンツの著作権については、受託者に属することをあらかじめ了承する。ただし、委託者が広報及び広告活動等に利用する場合には、自由に使用できるよう、受託者は著作権法（昭和45年法律48号）第18条から第20条に規定する著作権者の権利を行使しないこととする。
- (2) 受託者は、委託者が当該制作物及びコンテンツを公共の目的で利用しようとする場合には、委託者からの通知を前提に、委託者が著作権法第21条から第28条までに規定する権利を自由に利用することをあらかじめ承認する。また、「4 業務内容(9) 行政・地域課題を解決する行政型オープンイノベーションの実施」における協業を通じて製作された著作物等、アイデア、ノウハウ等に関する所有権、知的財産権等の帰属および利用条件については、参画自治体とスタートアップ企業との間で適切に取り扱いを取り決めるよう促すこと。当該権利について委託者は一切関与しないものとし、これに関し参画自治体及びスタートアップ企業に何らかの損害・不利益等が生じた場合、これによって生じる、前述の取り決めに定める以外の一切は、受託者が負うこととする。
- (3) 受託者は、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものでないことを委託者に対して保証することとする。なお、制作物及びコンテンツに使用する写真、文字等が受託者以外の者の著作物（以下「原著作物」という。）である場合には、受託者が原著作物の著作者に説明し、承諾を得るなど必要な手続を取った上で本業務に当たることとし、原著作物の著作者等と委託者との間に著作権法等上の紛争が生じさせないこととする。
- (4) 当該制作物及びコンテンツが、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものであった場合、前項の手続に不備があった場合その他受託者の責に帰する事由により原著作物の著作者等と委託者との間に紛争が生じた場合、これによって生じる責任の一切は、受託者が負うこととする。

6 その他

- (1) 受託者は、この業務の遂行にあたり知り得た秘密（甲及び乙が、相手方に対して秘密である旨を明示して開示した情報をいう。）について、自己の役員若しくは従業員、弁護士若しくは税理士等の専門家、又は乙の委託先（委託先候補を含む。）以外の第三者に開示がないようにし、目的外に使用しないこと。なお、受託者は、委託先（委託先候補を含む。）へ秘密情報を開示する場合は、当該委

託先（委託先候補を含む。）に本仕様書と同等の秘密保持義務を遵守させなければならない、また当該委託先（委託先候補を含む。）による秘密情報の取扱いについて一切の責任を負う。なお本項は、この契約が終了又は解除された後においても3年間存続する。

- (2) 受託者は、「個人情報の保護に関する法律」及び「札幌市個人情報保護条例」を遵守すること。
- (3) 本業務の遂行に当たってクレームが発生した場合には迅速かつ誠実な対応を行うとともに、札幌市に報告すること。
- (4) 本業務の履行においては、使用する製品等を含め、環境負荷の低減に努めること。
- (5) 環境に関する諸法令に従い、業務を実施すること。
- (6) 本業務の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。業務遂行上本業務の一部を再委託する必要がある場合は、あらかじめ申請すること。なお、再委託を行うことが仕様書等の趣旨及び内容と照らし合わせ不相当と認められる場合、再委託を承認しないことがある。
- (7) 本仕様書に記載のない事項については、委託者の指示に従うこと。
- (8) 本業務の執行において不明な点や変更点が発生した場合、または本仕様書に定めのない事項については、随時、委託者と受託者との間で十分な協議を行い、決定するものとする。
- (9) 役務契約約款において本仕様書と異なる定めがある場合は、役務契約約款を優先して適用させる旨の定めのない限り、本仕様書が役務契約約款に優先して適用される。

7 問い合わせ・報告書提出先

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎 15階北側

札幌市経済観光局 産業振興部 IT・イノベーション課（高橋（孝））

TEL 011-211-2379 FAX 011-218-5130 Eメール：startup@city.sapporo.jp